

## 第 3 1 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和 3 年 1 2 月 2 4 日 (金)

開催場所 菖蒲総合支所 4 階第 1 集会室

開会時刻 午後 2 時 3 0 分

閉会時刻 午後 3 時 3 0 分

第 3 1 回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第 1 3 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 1 3 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 1 3 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 1 3 7 号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第 1 6 2 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について

報告第 1 6 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について

報告第 1 6 4 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 1 6 5 号 農業用施設用地に供する届出について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第 1 0 閉 会

農業委員

出席委員 17名

会 長	岩 崎 長 一 君	会長代理	木 村 信 一 君
2 番	杉 田 孝 行 君	3 番	吉 岡 憲 一 君
4 番	稲 生 裕 君	5 番	籠 宮 博 君
6 番	原 田 典 男 君	7 番	蔵 口 哲 夫 君
8 番	川 鍋 優 君	9 番	井 野 重 明 君
10 番	早 野 公 夫 君	11 番	長 谷 川 勲 君
12 番	岡 田 武 君	13 番	木 村 実 君
15 番	横 田 義 明 君	16 番	鈴 木 好 雄 君
17 番	渡 辺 敏 男 君		

欠席委員 2名

1 番	矢 野 学 君	14 番	塚 越 賢 二 君
-----	---------	------	-----------

推進委員

久喜 4	小 林 秀 夫 君	菖蒲 10	池 田 秀 雄 君
------	-----------	-------	-----------

事務局

事務局長	榎 本 浩 二	副主幹	村 田 直 洋
主 任	黒 須 一 宏	兼係長	横 山 玲 央
		主 事	

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（榎本浩二君） それでは、第31回農業委員会総会を始めます。

皆さん、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、矢野委員さんと塚越委員さんが欠席です。事前にご連絡をいただいております。

それでは、初めに岩崎会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（岩崎長一君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第3に入らせていただきます。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。6番、原田委員さん、7番、蔵口委員さん、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（岩崎長一君） 続きまして、日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、よろしく願います。

○事務局長（榎本浩二君） それでは、前回の11月25日の農業委員会から本委員会までの経過についてご報告をいたします。

資料3ページを御覧ください。報告案件は2件です。

1件目は、今月14日火曜日に当会場において開催した令和2年11月申出の農業振興地域整備計画の変更に係る協議でございます。当日は岩崎会長をはじめ13人の農業委員さんが出席され、23件の除外申出案件、4件の農地編入案件について審議をしていただきました。

なお、審議により決定された除外申出案件全てについてはやむを得ない、農用地区域編入案件全てについては異存なしとの結果が出ておまして、その結果につきましては、12月16日付で久喜市長宛てに文書で回答をしたところでございます。

次に、埼玉県春日部農林振興センター主催による、令和3年度第2回農地調整事務担当者研修会が春日部地方庁舎において開催され、小林主任と横山主事が出席いたしました。研修の内容につきましては、農振除外の5用地に関する事など、その他は資料に記載のとおりでございます。

報告は以上です。

○会長（岩崎長一君） ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。何か質問ございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 続いて、農業委員さんのほうから皆様に周知しておくべき事項等がございましたらご報告願います。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◎議案134号

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第5、議案第134号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

村田係長、よろしく説明のほうお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第134号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書5ペ

ージからになります。申請書番号212304番、譲受人は菖蒲町柴山枝郷在住の方、譲渡人は農林公社でおりまして、農林公社によります農地売買事業による案件となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町柴山枝郷地内の畑2筆、田4筆、合計1,221平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は、経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を439アール、野菜を107アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

なお、取得後につきましては、水稻及び野菜等の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号212305番及び議案書6ページの212306番については、譲受人が同じため、一括してご説明させていただきます。譲受人は桶川市在住の方、譲渡人は菖蒲町下栢間在住の方となっております。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。土地の表示につきましては、菖蒲町下栢間地内の畑3筆、合計2,613平米でございます。譲受人は、現在水稻を47アール、野菜を41アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

なお、取得後につきましては、野菜等の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号214305番、譲受人は加須市在住の方、譲渡人は越谷市在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷺宮地内の畑1筆、796平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を137アール、野菜を12アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

なお、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号214306番、譲受人は西大輪4丁目在住の方、譲渡人は上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の田1筆、922平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を35アール、野菜を39アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

なお、取得後につきましては、水稻の作付を予定しているということでございます。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま5件の議案説明がございました。ただいまのご説明に関連をして、第1調査班から現地調査の結果並びに補足説明を順次お願いをいたします。

○13番（木村 実君） 13番、木村でございます。12月22日に14番の塚越委員と調査をしてございます。

まず1件目、申請書番号212304番でございますが、この土地は、菖蒲総合支所から南に直線で約12.5から17.5キロメートルほどの水田地帯及び畑作地帯に存在しております。水田地帯の4件、これは1か所で4筆になっている部分でございますが、これについては休耕中ですが、きちんと管理をされておりました。また、畑作地のうちの一件は、樹園地で梨畑、もう一件は畑できれいに管理されておりました。譲受人の世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われまふ。本案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしております。

続いて、申請書番号212305番、先ほど説明では306も一緒に説明されておりましたので、一緒に続けて説明します。

まず、申請書番号212305番、当該申請地は、久喜市立栢間小学校から東に800メートルほどの畑と住宅が混在する地帯に位置しております。農地の状況は畑で、きれいに耕うんされておりました。

また、申請書番号212306番でございますが、当該申請地は同じく栢間小学校から800メートルと、もう一件が1,200メートルほどの畑と住宅が混在する地帯に点在しております。農地の状況は畑で、きれいに耕うんされており、一部野菜の栽培がされておりました。

両案件とも申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） 蔵口委員。

○7番（蔵口哲夫君） 7番、蔵口です。12月21日に横田委員と一緒に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号214305番、申請地は鷺宮郵便局から北に200メートルほどの宅地の中に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側は市道、南側が宅地、西側も宅地になっております。申請地の796平米の現状は畑で、半分更地、半分は野菜畑になっておりました。

次に、申請書番号214306番ですが、ここの申請地は、東鷺宮駅から南に800メートルほどの水田地帯の中に位置しております。周囲は、北側が田んぼ、東側は市道、それから、南側が田んぼ、西側が水路プラス荒地となっております。申請地の922平米の現状は田んぼで、稲刈り跡地になっておりました。ただし、周囲の周りの境界線はのぼりで分かるようになっておりました。

以上、この2件は申請書及び現地許可相当と判断いたしました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま木村実委員、蔵口委員からの調査報告につきまして、質問がございますればお受けをいたします。  
よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切らせていただきます。

採決に入ります。

それでは、農地法第3条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第135号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第135号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。  
村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第135号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書8ページになります。申請書番号212403番、申請人は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、170平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。自宅の敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から物置場や通路などの居宅の敷地として使用し

ておりましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態だったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの説明に関連して、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

木村実委員。

○13番（木村 実君） 13番、木村でございます。同じく12月の22日に塚越委員と調査してございます。

申請書番号212403番、この当該申請地は、久喜市立小林小学校から西に400メートルほどの畑と住宅が混在する地帯に存在しております。周囲は、東側が宅地、西側も宅地、南側は畑、北側は市道となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロック7段積みがされておりまして、周辺農地に被害を及ぼすことはないと考えられます。申請書、申請内容、現地の状況から許可相当であろうと判断いたしました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの調査報告につきまして、ご質問があればお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第4条第6項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第136号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第136号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第136号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書10ページになります。

申請書番号211539番、譲受人は本町8丁目に本社を置き、平成25年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、青毛2丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、青毛地内の田1筆、664平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、水道、公共下水道を享受可能で、申請地から500メートル以内に2つの医療施設があることから、第3種農地と判断しております。市街化区域も近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は2棟の建売住宅を販売する予定となっております。区画の面積は全て300平米以上となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております。残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号211543番、譲受人は本町5丁目在住の方ほか1名、譲渡人は吉羽5丁目在住の方となって

おります。土地の表示につきましては、太田袋地内の畑1筆、339平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて妻と子とともに生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び株式会社武蔵野銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書11ページになります。申請書番号211544番、譲受人は上内在住の方、譲渡人はさいたま市中央区在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑2筆、合計204.88平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて夫と子とともに生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人の夫の実家にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額、株式会社東和銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号211545番、譲受人は久喜北1丁目在住の方ほか1名、譲渡人は所久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、所久喜地内の畑1筆、499平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール以上の第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域ではございますが、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、近い将来子供が生まれることを考え、現在の住まいでは手狭になってしまうため、譲受人たちの実家にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額、株式会社埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号211546番、譲受人は白岡市在住の方ほか1名、譲渡人は六万部在住の方となっております。土地の表示につきましては、六万部地内の畑1筆、498平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて妻と息子夫婦、孫とともに生活をしておりますが、申請地の隣地に居住している譲受人の母と兄が介護が必要な状況であるため、当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び株式会社優良住宅ローンからの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書12ページになります。申請書番号212511番、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町下栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町下栢間地内の畑1筆、456平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、市内の実家にて実母と子とめいと生活をしておりましたが、実母が介護施設に入所をしました。その一方で、譲受人は4年前に交通事故により身体が不自由となり、実家での生活が厳しいものとなってきたことからバリアフリーの住宅が必要と考えるようになりま

した。そこで、今後、実母が実家に戻ることも考え、譲受人の実家に近い当該申請地へリハビリテーションができるバリアフリーの自己用住宅を建築することを計画し、申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号213509番、譲受人は加須市在住の方ほか1名、譲渡人は松永在住の方となっております。土地の表示につきましては、松永地内の畑1筆、322平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて妻と子とともに生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額、株式会社イオン銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号214528番、譲受人は本庄市に本社を置き、昭和38年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については、東大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の田2筆、合計664平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や幹線道路、ショッピングセンターからも近く、交通の利便性のよい一方で、のどかな田園風景が残る当該申請地を選定したとこのことでございます。今回は2棟の建売住宅を販売する予定となっており、区画の面積が全て300平米以上となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書13ページになります。申請書番号214529番、譲受人は南栗橋2丁目在住の方、譲渡人は西大輪3丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑1筆、324平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて妻と生活をしておりますが、義父の体調面での心配が出てきたため、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金並びに親族及び株式会社埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号214531番、譲受人は加須市に本社を置き、平成27年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人は、西大輪3丁目在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の田4筆、畑4筆、合計631.74平米でございます。申請の内容につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域や駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとこのことでございます。今回は2棟の建売住宅を販売する予定となっており、区画の面積は全て300平米以上となっております。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま10件のご説明がございました。第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明を順次お願いいたします。

川鍋委員。

○8番(川鍋 優君) 8番、川鍋です。12月20日に木村会長代理と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号211539番。この申請地は、ふれあいセンター久喜から北へ1キロほど行った道路を挟んで市街化区域の反対側のところで位置しております。現況は畑で、今休耕地ですが、きれいに管理をされておりました。周囲は、北側が住宅、東側が市道、南側が水路、それで西側が畑で休耕地でした。被害防除については、隣接する農地がブロック積み等、また生活污水は下水道本管に接続する計画となっております、周囲に影響、被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号211543番。この申請地は、東彩ガスから南へ300メートルほど行った畑地帯に位置しております。現況は畑で、休耕地ですが、もうきれいに管理もされておりました。周囲は、北側が畑で休耕地、東側も畑、南側が住宅、西側が市道となっております。被害防除については、隣接する農地境界にはブロック3段積みにする計画となっております。また、排水は集落排水に接続することとなっております、特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

続いて、申請書番号211544番。この申請地は、久喜工業高校から北東へ300メートルほどの集落内に位置しております。現況は畑で、休耕地ですが、きれいにこれも管理されておりました。周囲は北側が市道、東側が住宅、南側が市道、西側が住宅でした。被害防除については、排水が道路側溝へ放流となっております、隣地、農地はありませんので、特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

申請書番号211545番。この申請地は、ライスセンターから西へ500メートルほどの集落内に位置しております。現況は畑で、一部野菜が栽培をされておりました。周囲は北側が水路、東側が畑、南側が畑、西側が住宅となっております。被害防除については、隣接、隣地の境界線です、境界がマウントアップ方式、また排水は集落排水に接続する計画となっております、特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号211546番。申請地は清久小学校から北へ200メートルほどの集落内に位置しております。現況は畑で休耕地でしたが、きれいに管理もされております。周囲は北側が畑、東側が畑と住宅、南側が市道、西側が住宅となっております、排水は集落排水に接続する計画となっております、特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上の5つの案件については、許可相当というふうに判断をいたします。

以上です。

○会長(岩崎長一君) 木村実委員。

○13番(木村 実君) 13番、木村でございます。同じく12月の22日に塚越委員と調査してございます。申請書番号212511番。当該申請地は、久喜市立栢間小学校から西に60メートルほどの畑と住宅が混在する地帯に存在しております。周囲は、東側が県道、西側は市道、南側は宅地、北側は畑となっております。被害防除については、西側と北側にコンクリートブロック40センチ積みが予定されております。排水については、集落排水に接続し、雨水については宅地内処理をし、オーバーフロー分は北側U字溝、側溝に放流することとなっております、周辺農地に被害を及ぼすことはないと考えられます。本案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上です。

○会長(岩崎長一君) 横田委員。

○15番(横田義明君) 15番、横田です。12月21日に蔵口委員と現地調査を行いましたのでご報告いたします。

申請番号213509番。申請地は、栗橋北彩高校から南西に約100メートルの位置にあります。周囲の現況は、北側が宅地、南側、東側が畑、西側が市道となっております。申請地の現況は休耕中ですが、きれいに管理が行われていま

す。被害防除については、申請地の北側、東側がコンクリートブロックの土留め、南側、マウントアップを施工する計画となっております。排水については合併浄化槽を設置し、西側の市管理の排水路に接続する計画となっており、隣地農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上、この案件につきましては、申請内容、現地の状況から許可相当と判断いたします。

以上です。

○会長（岩崎長一君） 蔵口委員。

○7番（蔵口哲夫君） 蔵口です。続きまして、申請書番号214528番。この申請地は、介護老人保健施設桜田から20メートルほどの、最近住宅がどんどん建っている新興住宅地の中に位置しております。周囲は北側が宅地、東側は宅地と畑、それから南側は市道、それから西側も市道となっております。申請地664平米の現状は畑で更地になっていました。それから、被害防除については、周囲にコンクリートブロック2段から3段積みが予定されており、排水についても合併浄化槽を設置し、新設の排水溝に接続する予定となっております。

それから、次に、申請書番号214529番。八甫の新幹線そばから20メートルほどの畑の中に位置しております。北側が畑、東側も畑、南側が市道のそばに水路があり、西側が畑となっております。申請地の324平米の現状は更地、きれいになっていました。それから、被害防除については、周囲にコンクリートブロック2段から5段積みが予定されており、排水についても合併浄化槽を設置し、道路の側溝に接続する予定となっております。

次に、申請書番号214531番。東鷲宮駅から西へ500メートルほどの、ここも新興住宅地の中に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側は市道、南側が宅地、そして西側が市道の隣、水路が隣接されておりました。これは、そして、中央に市道が走っておりまして、土地が2つに分かれている案件です。図面を見ると分かると思います。申請地631.74平米の現状は、今は荒地となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロック、かなり凸凹していますから、3段積みから7段積みを設置される予定になっており、排水についても合併浄化槽を設置し、道路側溝に接続する予定になっています。

以上3案件については許可相当と判断いたします。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。ただいま10件の調査報告がございました。質問をお受けをいたします。

○7番（蔵口哲夫君） ちょっといいですか。

○会長（岩崎長一君） 蔵口委員。

○7番（蔵口哲夫君） 申請書番号211544番の案件なのですが、これは農用地区域外で、34条11号で2種農地ということであれば、300平米以上が必要なのではないですか。

○主事（横山玲央君） 事務局の横山です。お答えします。本案件は、面積が204平米ですね。皆様のイメージでは調整区域で住宅の申請というとなると300平米以上500平米以下となっていると思うのですが、下限面積300平米というのは都市計画課のほうで定めています。本案件は、300平米以下でも都市計画課で大丈夫という案件なのです。なので、農業委員会として定めているのが上限面積の500平米になってきますので、300平米以下の案件に関しては都市計画課のほうで見込みが取れていれば、うちとしては問題ありません。

以上です。

○7番（蔵口哲夫君） はい、分かりました。

○会長（岩崎長一君） ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） ないようでございますので、打ち切ります。  
討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切ります。  
採決に入ります。

それでは、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第137号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第137号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。  
事務局に説明を求めます。

なお、久喜38番につきましては、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いただきます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第137号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の15ページから21ページになります。今月は46件の申出を受けておりまして、うち新規案件12件となっております。

それでは、新規案件についてご説明させていただきます。

初めに、議案書の18ページになります。申請書番号、菖蒲の49番、利用権を設定する農地は、菖蒲町上栢間地内の田1筆、1,875平米でございまして、借手、貸手ともに菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定で、水稻作付3年間、賃借料は反当たり1万円となっております。

続きまして、議案書の19ページ、申請書番号、菖蒲59番、60番、利用権を設定する農地は、菖蒲町菖蒲地内の田2筆、合計1,982平米でございまして、借手は桶川市に事務所を置く法人、貸手は菖蒲町菖蒲在住の方となっております。設定する利用権はともに使用貸借権の設定で、水稻作付10年間を予定しているものでございます。

続きまして、議案書19ページから20ページまでになります。申請書番号、菖蒲62番から菖蒲68番までにつきましては、借手が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、菖蒲町柴山枝郷地内の田19筆、合計1万5,965平米でございます。借手は、菖蒲町柴山枝郷在住の方、貸手は東京都立川市在住の方、菖蒲町柴山枝郷在住の方、所久喜在住の方、白岡市在住の方となっております。設定する利用権はともに使用貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、栗橋の3番、利用権を設定する農地は、佐間市内の田1筆、654平米でございます。借手、貸手ともに佐間在住の方となっております。設定する利用権はともに使用貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、鷺宮7番、利用権を設定する農地は八甫5丁目地内の田1筆、693平米でございまして、借手は下早見在住の方、貸手は東京都品川区在住の方となっております。設定する利用権は賃貸借権の設定で、水稻作付5年間、賃借料は反当たり2万1,000円となっております。

以上が今月の新規案件の説明となっております。今月の利用権設定面積は、久喜の38番を除いて新規、再設定合わせて117筆、9万1,350平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

新規案件のものにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思いますが、今回、

栗橋3番の借手が当該地区である栗橋3地区の小川推進委員さんになりますので、これについては鈴木委員さんより経営状況の報告をお願いをいたします。また、菖蒲59番、60番につきましては、市外の法人のため事務局より説明をお願いをいたします。

まず初めに、菖蒲49番の借手につきましては、菖蒲10地区の池田推進委員さんよりお願いをいたします。

○菖蒲10(池田秀雄君) 池田です。今回、利用権を設定する農地の借手は、菖蒲町上栢間在住の方で、現在水稻を100アール、麦、小麦を70アール耕作しており、全て良好に管理されております。地域との関係もよく、地域の中心となって営農活動をされております。よろしく申し上げます。

以上です。

○会長(岩崎長一君) 次に、菖蒲59番、60番の借手につきましては、市外の法人のため事務局よりお願いいたします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) 申請書番号、菖蒲59番及び菖蒲の60番、借手の方については、桶川市に事務局をお持ちのため、桶川市農業委員会へ経営状況の確認をしたところ、現在水稻及び野菜を合計1,261アール耕作しており、全て良好に耕作管理されておりますということで、積極的に営農活動をされているとの報告を受けております。

説明は以上でございます。

○会長(岩崎長一君) ありがとうございます。

次に、菖蒲62番から菖蒲68番までの借手につきましては、菖蒲11地区の有山推進委員さんよりお願いをする予定でございましたけれども、本日欠席のため事務局よりお願いをいたします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) 申請書番号、菖蒲62番から68番まで借手の方については、現在水稻及び野菜を537アール耕作しており、良好に耕作管理されているということでございます。また、借手の方は地域との関係も良好であり、年齢も30代と若く、将来の中心となる担い手として営農されているとの報告を有山推進委員より受けております。

説明は以上でございます。

○会長(岩崎長一君) ありがとうございます。

次に、栗橋3番の借手につきましては、鈴木委員さんよりお願いをいたします。

○16番(鈴木好雄君) 16番、鈴木です。申請書番号、栗橋3番、借手の方については、現在水稻及び野菜を171アール耕作しており、全て良好に耕作管理されています。また、借手の方は、地域との関係も良好であり、中心となる担い手として営農されております。

説明は以上です。

○会長(岩崎長一君) ありがとうございます。

次に、鷺宮7番の借手につきましては、久喜4地区の小林推進委員さんよりお願いをいたします。

○久喜4(小林秀夫君) 久喜4の推進委員の小林と申します。今回、農地借手の方は、久喜下早見在住の方で、昨日、調査にお伺いいたしました。借手の方は、野菜、果樹、35アールを耕作しております。全て良好に管理されております。農機具等は一式、トラクター、コンバインほかあります。これからも担い手として意欲的でした。

以上でございます。

○会長(岩崎長一君) ありがとうございます。

以上で久喜の38番を除く新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けをいたします。

長谷川委員。

○11番(長谷川 勲君) 11番、長谷川です。今の件で、最後の案件なのですがけれども、鷺の7です。小作料が水稻を作って、反当2万1,000円というのはちょっと高いのではないかと思いますけれども、どうなのでしょう。

○会長（岩崎長一君） 事務局。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 反当たり幾らというものについては、お互いの契約の中の話でありますので、お互いが多分ご了解いただければ納得の金額であろうということでございます。

○会長（岩崎長一君） ほかに。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） ほかにないようでございますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜38番を除きまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

次に、久喜38番に移ります。農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、渡辺委員さんにおかれましては暫時ご退席願います。

〔17番 渡辺敏男君退席〕

○会長（岩崎長一君） それでは、議案について、事務局に説明をいたさせます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の15ページ、申請書番号、久喜の38番、利用権を設定する農地は、江面地内の田2筆、合計1,794平米でございます。借手は、菖蒲町台在住の方、貸手は江面在住の方となっております。

設定する利用権は、賃貸借権の設定で、水稻作付5年間、賃借料は、反当たり玄米30キログラムとなっております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

質問がございますれば、お受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） では、なしの声がございましたので打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜38番について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の委員の方、挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

渡辺委員の入室を認めます。

〔17番 渡辺敏男君着席〕

#### ◎報告事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の23ページを御覧ください。農地法第4条の届出でございます。今月は、4件の農地法第4条の届出を受理しており、市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の25ページから27ページまでになります。農地法第5条の届出でございます。今月は9件の農

地法第5条の届出を受理しており、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の29ページから31ページでございます。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は6件の届出を受理しており、いずれも相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の33ページになります。農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しており、農業用倉庫建築に伴う届出となっております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

報告の説明がございました。質問がございましたら、お受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎協議事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様から、これに関して何かございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時30分

○会長（岩崎長一君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和3年12月24日

久喜市農業委員会会長 岩 崎 長 一

署 名 委 員 原 田 典 男

署 名 委 員 蔵 口 哲 夫